

## 成長企業市場(仮称)の創設について

平成11年7月28日  
名古屋証券取引所

### 目 的

中堅・中小企業は、地域経済に密着するとともに、機動性、柔軟性、創造性を発揮し、地域経済の「ダイナミズム」の源泉として期待されており、このような中堅・中小企業が活躍することは、地域経済の活性化の牽引力となるとともに、様々な場面で地域社会に大きく貢献することとなる。

そこで、本所は、当地における中堅・中小企業の育成・支援を通じて中部地域の経済活性化に寄与するため、資金調達力や収益力等について揺籃期にある中堅・中小企業に対し新たな資金調達手段を提供するとともに、投資者に新たな投資機会を提供することを目的として、既存発行市場（市場第一部及び市場第二部）とは別に、新たに「成長企業市場(仮称)」を創設することとする。

なお、現行の「市場第二部特則銘柄制度」は廃止することとする。

### 制度概要

項 目	内 容	備 考
1 上場制度 (1)上場対象	最近2年間に終了する各事業年度の売上高の増減率の平均が10%以上であり、かつ、最近1年間に終了する事業年度の売上高の増減率が正である名古屋周辺企業の発行する株券を対象とする。	<ul style="list-style-type: none"><li>・増減率とは、当該事業年度の売上高から前年の売上高を控除した数値を前年の売上高で除して算出した数値をいう。</li><li>・最近3年間に決算期変更を行っている場合正規の決算期間に満たない事業年度の売上高については、月割按分することにより算定するものとする</li><li>・「名古屋周辺企業」とは、営業の主体を名古屋周辺（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、石川県、富山県、福井県、滋賀県）に有する企業をいうものとする。</li><li>・上場申請手続きは現行どおりとする。</li></ul>

<p>(2) 上場審査基準</p> <p>株式の分布状況</p> <p>a 公開株式数</p> <p>b 株主数</p> <p>株式時価総額</p> <p>キャッシュ・フロー</p> <p>財務諸表等</p> <p>その他の基準</p>	<p>上場審査は、次の基準に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>上場申請日から上場日の前日までの期間に、50万株以上の公募又は売出しを行うこと。</p> <p>株主数が、上場の時までに 300人以上になる見込みのあること。</p> <p>株式時価総額が、上場の時までに 5 億円以上になる見込みのあること。</p> <p>上場申請日の直前事業年度において営業活動によるキャッシュ・フローが正であること。</p> <p>a 最近 2 年間に終了する各連結会計年度及び各事業年度の連結財務諸表等に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b 最近 2 年間に終了する各連結会計年度及び各事業年度に係る連結財務諸表等に添付される監査報告書において、原則として公認会計士又は監査法人の「適正」である旨の総合意見が表明されていること。</p> <p>a 株式事務代行機関の設置</p> <p>b 株券の様式</p> <p>c 株式の譲渡制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「株主数」には、特別利害関係者を含めない。</li> <li>・「株式時価総額」とは、上場株式数に公募増資等の発行価格等を乗じて得た額をいうものとする。</li> <li>・最近 2 年間に係る「上場申請のための半期報告書」は求めない。</li> <li>・最近 1 年間に終了する各事業年度の監査意見には「無限定・適正」を求めない。</li> <li>・現行市場と同じ。</li> </ul>
--	--	---

<p>(3) 上場審査</p> <p>企業の成長性</p> <p>企業経営の健全性</p> <p>企業内容等の開示の適正性</p> <p>その他</p>	<p>上場審査は、新規上場申請者及びその企業グループに関する次のからまでに掲げる事項について行うものとする。</p> <p>事業の成長性が見込まれること。</p> <p>事業を公正かつ忠実に遂行していること。</p> <p>企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。</p> <p>その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項</p>	
<p>(4) 上場廃止基準</p> <p>株主数</p> <p>売買高等</p> <p>その他の基準</p>	<p>次のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>株主数が 150人未満である場合において、1 か年以内に 150人以上とまらないとき。</p> <p>最近 1 年間の月平均売買高が 1 万株未満となり、かつ、月平均値付率が 20% 未満となった場合において、その後 1 年間の月平均売買高が 1 万株以上又は月平均値付率が 20% 以上とならなかったとき。</p> <p>a 債務超過（最近 3 年間に終了する事業年度）</p> <p>b 銀行取引の停止</p> <p>c 破産、和議、公正又は整理</p> <p>d 営業活動の停止</p> <p>e 不適当な合併等</p> <p>f 連結財務諸表等の虚偽記載</p> <p>g 上場契約違反</p> <p>h 株式の譲渡制限</p> <p>i その他</p>	<p>・「株主数」には、特別利害関係者を含めない。</p> <p>・現行市場と同じ。</p>

(5)ディスクロージャー制度	現行の法定開示に加え、「四半期報告書」の本所への提出及び開示を義務づける。	
(6)上場賦課金	未定	・ 別途定める。
(7)その他 所属部の指定	上記 1 (3) の各項目に基づき上場審査を行った銘柄については成長企業市場部銘柄（仮称）に指定する。	
市場第一部又は 市場第二部への指 定	成長企業市場部銘柄（仮称）については、毎決算期現在の資料等に基づいて審査を行い、株券上場審査基準第 4 条第 1 項（市場第二部）又は市場第一部銘柄指定基準に適合すると認めた場合には、市場第二部銘柄又は市場第一部銘柄に指定するものとする。 この場合において、当該審査は、当該上場会社からの申請により行うものとする。	
2 売買制度	現行と同じとする。	
3 決済制度	現行と同じとする。	
4 その他	正会員は、成長企業市場部銘柄(仮称)の上場会社が発行する有価証券の取引を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要及び当該銘柄の性格について十分説明するものとする。	

以上